

○加東市小中一貫教育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 加東市の小中一貫教育を推進するにあたり、地域、保護者及び学校関係者の意見を取り入れながら、地域の実態に即した小中一貫校となるよう検討するため、地域ごとに加東市小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(名称)

第2条 協議会の名称は、次のとおりとする。

地 域	名 称
社地域	加東市社地域小中一貫教育推進協議会
滝野地域	加東市滝野地域小中一貫教育推進協議会
東条地域	加東市東条地域小中一貫教育推進協議会

(所掌事務)

第3条 協議会は、小中一貫校の開校に伴う独自の課題について検討を行い、加東市教育委員会へ提言する。

(組織)

第4条 協議会の委員は、第2条に掲げる地域単位により、次に掲げる者で構成する。なお、中学生の保護者代表、中学校関係者以外の委員については、小学校区単位で選出するものとする。

(1) 地域の代表

(2) 就学前児童、小学生及び中学生の保護者代表

(3) 小学校及び中学校関係者

(4) 小中一貫教育研究会委員

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 オブザーバーとして、学識経験者を招聘することができる。

3 教育委員は、オブザーバーとして協議会に参画することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総括し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、加東市教育委員会教育総務課小中一貫教育準備室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月28日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に任命する委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

地域別小中一貫教育推進協議会構成

東条地域	所 属	氏 名	備 考
地域代表	東条東小学校区代表区長 東条西小学校区代表区長	石田 和伸	研究会委員、東条地域代表
就学前児童保護者代表	秋津保育園保護者会 東条保育園保護者会 さくら保育園保護者会		
小学校保護者代表	東条東小PTA 東条西小PTA		
中学校保護者代表	東条中学校PTA	眞海 秀成	研究会委員、連P副会長
小学校関係者	東条東小学校 東条西小学校		
中学校関係者	東条中学校		
小中一貫教育研究会員		上月 浩忠	研究会委員、東条中教職員
計	12名		

社地域	所 属	氏 名	備 考
地域代表	社小学校区代表区長 福田小学校区代表区長 米田小学校区代表区長 三草小学校区代表区長 鴨川小学校区代表区長	佐々木 正利	研究会委員、副会長、社地域代表
就学前児童保護者代表	社幼稚園保護者会 福田幼稚園保護者会 社保育園保護者会 米田保育園保護者会 三草保育園保護者会 鴨川保育園保護者会 椿山保育園保護者会 正覚坊保育園保護者会 泉保育園保護者会 東古瀬こども園保護者会		
小学校保護者代表	社小PTA 福田小PTA 米田小PTA 三草小PTA 鴨川小PTA		
中学校保護者代表	社中学校PTA	岸本 吉博	研究会委員、連P副会長
小学校関係者	社小学校 福田小学校 米田小学校 三草小学校 鴨川小学校	土肥 貴雄	研究会委員、米田小校長
中学校関係者	社中学校		
小中一貫教育研究会員		木村 裕司	研究会委員、社小教職員
計	28名		

滝野地域	所 属	氏 名	備 考
地域代表	滝野東小学校区代表区長 滝野南小学校区代表区長	小林 喜代治	研究会委員、滝野地域代表
就学前児童保護者代表	たきの愛児園保護者会 加茂保育所保護者会 河高保育園保護者会 高岡育児園保護者会		
小学校保護者代表	滝野東小PTA 滝野南小PTA		
中学校保護者代表	滝野中学校PTA	黒崎 泰則	研究会委員、連P会長
小学校関係者	滝野東小学校 滝野南小学校		
中学校関係者	滝野中学校	尾崎 高弘	研究会委員、滝野中校長
小中一貫教育研究会員		小林 美穂	研究会委員、滝野東小教職員
計	13名		

その他	アドバイザー		
-----	--------	--	--

H27年度 小中一貫教育の推進にかかるスケジュール

項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
小中一貫教育研究会	●6月10日第1回研究会(発足・一貫教育・アンケート説明)	●7月2日第2回研究会(先進地視察・意見交換・中間報告案について) ●7月31日第3回研究会(中間報告と提言確認・ビジョン提示)	●8月21日第4回研究会(中間報告と提言最終確認)		●10月1日第5回研究会(推進協議会立上げ等)	●11/中旬以降第6回研究会 (最終報告骨子)		●1月中旬第7回研究会 (各協議会からの報告、最終報告素案) ●1月下旬第8回研究会 (最終報告決定、整備順)			
3地域小中一貫教育 推進協議会					●10/中下旬第1回推進会議 (発足、状況説明) ●10/下旬以降第2回推進会議 (視察、意見交換)	●11/中旬以降第3回推進会議 (一貫校整備関係等)		●1/中旬推進協議会 (一貫校整備順等提言)			